

理事（副学長）の教育研究職務等について

平成26年 2月10日
学 長 裁 定

第1 趣旨

この裁定は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の役員のうち、副学長を兼務する理事（以下「理事（副学長）」という。）が行う教育研究に係る職務等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 職務付加

- (1) 理事（副学長）は、教授職を兼ねないものとする。
- (2) 学長は、理事（副学長）について、次のいずれかに該当する場合、その職務に支障のない範囲内で、教授の職務の一部（以下「教育研究等」という。）を付加（以下「職務付加」という。）することができるものとする。
 - ① 第5に掲げる教育活動について、当該理事（副学長）の出身学科等の長から依頼があった場合
 - ② 第6に掲げる研究活動について、当該理事（副学長）から申出があった場合
- (3) 職務付加の期間は年度毎とする。

第3 65歳を超える年度以後の措置

学長は、第2の定めにかかわらず、理事（副学長）が65歳を超える年度以後は、原則として、当該理事（副学長）について職務付加することはできないものとする。ただし、本学の教育研究上特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第4 呼称

- (1) 職務付加された理事（副学長）のうち、63歳に達する年度までは、教授と称することができるものとする。
- (2) 職務付加された理事（副学長）のうち、63歳を超える年度以後は、特任教授と称することができるものとする。

第5 教育活動

職務付加された理事（副学長）は、次に掲げる教育活動を行うことができるものとする。

- ① 授業科目の担当及び単位の認定
- ② 学生の研究指導及び学位論文審査
- ③ その他必要最小限度の教育活動

第6 研究活動

職務付加された理事（副学長）は、次に掲げる研究活動を行うことができるものとする。

- ① 専攻分野における論文の執筆
- ② 科学研究費補助金等に係る研究遂行の代表者となること。
- ③ その他必要最小限度の研究活動

第7 設備等の使用及び研究費

- (1) 職務付加された理事（副学長）には、教育研究等に必要な施設及び設備を使用させることができる。
- (2) 職務付加された理事（副学長）には、研究費を配分することができる。

第8 学生団体における顧問

この裁定の定めにかかわらず、学長が認めた場合、理事（副学長）は学生団体の顧問に就くことができる。

第9 雑則

この裁定に定めるもののほか、理事（副学長）の教育研究等について必要な事項は、学長がその都度定める。

付 記

この裁定は、平成26年2月10日から実施する。